「中高層共同住宅標準管理委託契約書」及び 「中高層共同住宅標準管理委託契約書コメント」 の改訂案について

国土交通省総合政策局不動産業課

1 改訂案の基本的考え方

「中高層共同住宅標準管理委託契約書」(以下「標準管理委託契約書」という。) 及び「中高層共同住宅標準管理委託契約書コメント」(以下「コメント」という。) は、昭和57年に住宅宅地審議会より答申され、マンションの管理委託契約を締結 する際の指針として活用していただくよう通知(昭和57年5月21日建設省計動 発第69号、建設省住民発第31号)したものです。

その後、約20年の間、大幅な見直しは行われませんでしたが、

- ・平成13年にマンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第 149号。以下「マンション管理適正化法」という)が施行され、管理委託契約に 関する様々な規定が整備されたこと
- ・現行の標準管理委託契約書が通知されてから相当期間を経過し、その間に委託業 務の範囲や処理方法等も多様化していること

等の状況を踏まえ、今般、以下の観点から見直しを行おうとするものです。

マンション管理適正化法との整合性

管理委託業務の範囲・内容の明確化

その他所要の規定の整備

コメントの充実 等

2 検討経緯

今般の改訂案の策定に当たっては、幅広い関係者からご意見を伺うべく、学識経験者、弁護士、管理組合団体、管理業者からの委員及び国土交通省の関係者を委員とする標準管理委託契約書研究会(別紙「標準管理委託契約書研究会委員名簿」参照。)において、平成14年6月から平成15年1月まで、7回にわたり検討をしていただきました。

今後は、パプリックコメントにより広く意見を募集し、国土交通省において必要な修正を行ったうえ、速やかに通知する予定です。

3 改訂案のポイント

マンション管理適正化法との整合性を踏まえた改訂

- ・契約書の表題を「中高層共同住宅標準管理委託契約書」から「マンション標準 管理委託契約書」に変更(表題関係)
- ・マンション管理業者等の守秘義務を規定(第16条関係)
- ・契約更新時に重要事項説明が必要となったことを踏まえ、更新の申し入れ時期

を3ヶ月前までと明記するとともに、自動更新条項を削除(第21条関係)

- ・事務管理業務を、基幹事務と基幹事務以外の業務に区分(別表第1関係)
- ・出納業務における財産の分別管理(口座等の名義、通帳・印鑑の管理、収納方式等)を明記(原則方式、収納代行方式、支払一任代行方式の各方式毎に記載) (別表第1関係) 等

管理業務の範囲・内容の明確化を踏まえた改訂

- ・委託業務費の内訳を明記(第6条及び別紙1、2関係)
- ・免責事項の整理・明確化(第7条、第9条、第11条、第13条、第17条関係)
- ・清掃業務、建物設備管理業務の内容をより詳細に規定(別表第3、第4関係) 等

その他所要の規定の整備

- ・ 当事者双方の通知義務を整理(第12条関係)
- ・宅建業者への管理規約の提供等を規定(宅建業法との整合性)(第14条関係)
- ・管理業者の破産等一定の事由における管理組合の解除権を規定(第18条関係)
- ・管理委託契約の性質に照らし、当事者双方による任意解除権を規定(第19条 関係)
- ・契約期間中における事情変更(法令改正等)に対応し、協議に基づく契約変更 を規定(第22条関係) 等

コメントの充実

- ・管理委託契約書、各条項の考え方を補足(コメント全般)
- ・区分所有法改正案関係(管理規約の電磁的記録化等に関する記述)(コメント
- 11、20関係) 等

(別紙)

標準管理委託契約書研究会委員名簿

(敬称略、順不同)

座長 鎌野邦樹 千葉大学法経学部教授

委員 齊藤広子 明海大学不動産学部助教授

委員 篠原みち子 弁護士

委員 村井忠夫 住宅評論家

委員 雑山精吾 全国マンション管理組合連合会会長

委員 植野教夫 日本住宅管理㈱取締役副社長

委員 飯田菊夫 (株)長谷エコミュニティ取締役

委員 福富光彦 国土交通省総合政策局不動産業課長

委員 飯島 正 国土交通省住宅局住宅総合整備課

マンション管理対策室長